

免税軽油の使用が認められる業種等について

事業者等	対象となる用途
石油化学製品製造業を営む者	石油化学製品の原料の用途又はポリプロピレンの製造工程における物性改良のためのアモルファスポリマーの粘性低下の用途

●上表に加えて、地方税法附則第12条の2の7に基づき、令和6年3月31日までの間、以下の事業者等について特例的に免税措置が認められています。

●対象事業者や用途、対象機械等については、下の表に加えて要件が細かく定められています。

●詳しくは各所管の窓口へお問い合わせください。

事業者等	対象となる用途
船舶の使用者	船舶の動力源の用途
自衛隊の使用する機械を管理する者	自衛隊の使用する通信の用に供する機械、自動車（公道を走行しないもの）その他これらに類する機械等の電源又は動力源の用途
鉄道又は軌道事業者	鉄道又は軌道用車両の動力源の用途
農業を営む者	動力耕うん機等の動力源の用途
農作業のうち基幹的な作業（専ら機械を使用して行われるもの）のすべての委託を受けて農作業を行う者	動力耕うん機等の動力源の用途
農地の造成又は改良を主たる事業とする者	農地造成等の用に供する機械の動力源の用途
林業を営む者	製材機等の動力源の用途
素材生産業を営む者	素材生産業の用に供する機械の動力源の用途
セメント製品製造業を営む者	左の者の事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフト等の機械で、自動車登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
生コンクリート製造業を営む者	左の者（製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するものを除く）の事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフト等の機械で、自動車登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
鉱物の掘採事業を営む者	さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内において専ら鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械（自動車登録を受けているものを除く）の動力源の用途
とび・土工事業を営む者（専らとび・土工・コンクリート工事を行うもの）	とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械（カタピラを有しないもの又は自動車登録を受けているものを除く）の動力源の用途
鉱さいパラス製造業を営む者（中小事業者等に限る ※）	左の者の事業場内において専ら鉱さいの破碎又は鉱さいパラスの集積若しくは積み込みのために使用する機械（自動車登録を受けているものを除く）の動力源の用途
港湾運送業を営む者	港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザー等の機械で、自動車登録を受けているもの以外のものの動力源の用途

倉庫業を営む者 (倉庫業法第3条の規定による登録を受けて倉庫業を営む者)	左の者の倉庫内において専ら当該倉庫業のために使用するフォークリフト等の機械で、自動車登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
鉄道（軌道を含む）に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者	駅（専用側線のために設けられたものを除く）の構内において専ら貨物利用運送事業のうち鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道（軌道を含む）により運送される貨物の鉄道（軌道を含む）の車両への積み込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフト等の機械で、自動車登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
航空運送サービス業で総務省令で定めるものを営む者	空港等において専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ等の作業用機械で、自動車登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
廃棄物処理事業を営む者 (産業廃棄物処分事業者及び特別管理産業廃棄物処分業者にあつては中小事業者等に限る ※)	廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第3号に規定する埋立地）内において専ら廃棄物の処分（埋立て）のために使用する機械（自動車登録を受けているものを除く）の動力源の用途
木材加工業で総務省令で定めるものを営む者	左の者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（自動車登録を受けているものを除く）の動力源の用途
木材市場業で総務省令で定めるものを営む者	左の者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（自動車登録を受けているものを除く）の動力源の用途
たい肥製造業（パークたい肥製造業に限る）を営む者	左の者の事業場内において専らたい肥の製造工程において使用する機械（自動車登録を受けているものを除く）又はたい肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬区はのために使用する機械（自動車登録を受けているものを除く）の動力源の用途
索道事業を営む者 (鉄道事業法第32条の規定による許可を受けて索道事業を営む者)	スキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械（自動車登録を受けているものを除く）又は雪を製造するための装置を備えた機械（自動車登録を受けているものを除く）の動力源の用途

※ 「中小事業者等」とは、次の法人又は個人を言います。

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(ただし、発行済株式等の総数等の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人及び発行済株式等の総数等の3分の2以上が複数の大規模法人により所有されている法人を除く。)
- ② 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人